

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

さいたま市からさいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジア
ム課において縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕